

平成 30 年 5 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03145

研究課題名(和文) インフラ輸出と国際経済紛争

研究課題名(英文) Export of Infrastructure and International Economic Disputes

研究代表者

福永 有夏 (Fukunaga, Yuka)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：10326126

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、インフラ輸出をめぐる実際の及び潜在的な国際経済紛争を分析した。近年、インフラ需要が世界的に高まっていることを受けて、日本を含む先進国の企業が新興国などに対してインフラ輸出を行う例が増加している。こうした状況を背景に、インフラ輸出をめぐる国際経済紛争も多数発生している。本研究は、インフラ輸出をめぐる国際経済紛争に係る国際裁判例(具体的には、世界貿易機関(WTO)紛争処理と投資仲裁)を分析することで、インフラ輸出をめぐる国際経済協定及び国際経済紛争処理制度の問題を明らかにした。同時に、国際経済紛争処理制度が国内法政策の自律性に及ぼす影響についての理論的考察も行った。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed potential and actual international economic disputes involving the export of infrastructure. In response to the growing demand for infrastructure around the world, businesses from developed countries, including Japan, has been actively involved in the export of infrastructure to other countries, particularly emerging economies. In parallel, the number of international economic disputes involving the export of infrastructure is growing. This research analyzed how these international economic disputes are reviewed by international judicial bodies, specifically, world trade organization (WTO) dispute settlement system and investment arbitration, and pointed out problems with the existing international economic agreements as well as international economic dispute settlement. At the same time, it made a theoretical analysis of the impact of the international economic dispute settlement on the autonomy of domestic law and policy.

研究分野：国際経済法

キーワード：WTO紛争処理 投資仲裁 インフラ輸出

## 1. 研究開始当初の背景

申請者はこれまで、WTO (世界貿易機関) 紛争処理制度及び投資仲裁制度の研究に注力してきた。WTO 紛争処理制度は、1995年の制度設立より、多数の貿易紛争が付託され、WTO 紛争の解決と WTO 協定の遵守確保に貢献している。投資仲裁制度も、1990年代後半頃から多数の投資紛争が付託されるようになり、投資紛争の解決と投資協定の遵守確保に貢献している。

投資仲裁制度に付託される紛争の中には、発電所や上下水道などのインフラ投資事業をめぐる紛争も多く含まれている。そうした紛争は、投資受入国が環境保護や財政再建を目的にインフラ事業に関する政策を変更したところ、これらの事業に従事していた外国投資家が、政策変更により期待していた利益を得られなくなったと訴えて付託されることが多い。

WTO 紛争処理制度においても、数は多くないものの、カナダの再生可能エネルギーをめぐる日加の紛争のように、インフラ事業に係る紛争が付託されることもある。また、WTO の附属協定の中には、TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) や政府調達協定のように、潜在的にはインフラ事業に係る政策に影響を与えるものも含まれている。

日本政府がインフラ輸出に積極的になっているところ、WTO 協定や WTO 紛争処理制度、投資協定や投資仲裁制度が日本のインフラ輸出に関連してどのような意義と限界を有するかについて、研究の必要性が高まっていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、主として以下の3点を目的とした。

(1) インフラ輸出について問題となりうる投資協定上の問題を明らかにすることを目的とした。インフラ輸出に関する紛争が投資仲裁制度において争われるとき、主として争点となってきたのは投資受入国の政策・措置が公正衡平待遇義務に違反するかという問題であった。投資受入国は投資家に対して公正かつ衡平な待遇を与えなければならないとのこの義務は、インフラ輸出のみならず、さまざまな投資紛争において最も頻繁に争点となっているにもかかわらず、仲裁事例における解釈は一貫性を欠き、学術的にも未だに十分な整理がなされているとは言えない。本研究は、インフラ輸出との関係で、公正衡平待遇義務をはじめとする投資協定上の義務がどのように問題となりうるのかを明らかにすることを目的とした。

(2) インフラ輸出について問題となりうる WTO 協定上の問題を明らかにすることを目的とした。上述したように、これまでインフ

ラ輸出について WTO 紛争処理制度において問題となった事例は多くないが、潜在的には WTO のさまざまな附属協定がインフラ輸出の問題に適用され得る。たとえば、新幹線システムの輸出については、鉄道関連規格の国際規格との適合性が問題となるため、強制規格などについて権利義務を定めた TBT 協定上の問題が生じうる。TBT 協定については、最近多数の WTO 紛争処理事例が発生しており、協定解釈慣行も蓄積しつつある。本研究は、インフラ輸出との関係で、TBT 協定などの WTO 協定がどのように問題となるかを明らかにすることを目的とした。

(3) WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度が各国のインフラ関連政策の国際経済協定適合性をどのように審理しているか、またどのように審理すべきかを考察することを目的とした。WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度は、各国の政策の国際経済協定適合性を審理する際、各国の自律的な政策決定に過剰に干渉しないよう、「謙抑的な審理」を行うことがある。たとえば WTO 紛争処理制度においては、被申立国の政策の基礎となった科学的判断の正否までを問うことは控えられる傾向にある。また投資仲裁制度においても、被申立人 (投資受入国) の公共政策の投資協定適合性が審理される際、政策の目的の妥当性については判断が控えられることがある。WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度が、各国の政策に対してどの程度「謙抑的な審理」を行っているか、またどの程度「謙抑的な審理」を行うべきかは、国際裁判手続の正統性や国際法と国内法との関係に関する一般国際法上の理論的課題とも密接に関連している。本研究は、一般国際法上の議論を踏まえつつ、WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度がどの程度「謙抑的な審理」を行っているか、またどの程度「謙抑的な審理」を行うべきかについて考察することも目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、主として以下の4つの方法により実施した。

(1) 文献の調査。インフラ輸出の現状や WTO 紛争処理制度及び投資仲裁制度についての文献のほか、国際裁判手続の正統性や国際法と国内法との関係に関する文献を調査した。

(2) 紛争事例の実証分析。インフラ輸出をはじめとする国際経済紛争について、WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度における判断・決定・報告などを収集し、分析を行った。

(3) 海外での調査。WTO 紛争処理や投資仲裁の傍聴や関係機関における聞き取り調査を行った。

(4) 口頭発表及び論文の公表。主として国際的な学会・会議などで発表するとともに、国際学術誌などに英文及び和文の論文を公表した。

#### 4. 研究成果

本研究の成果は、主として以下の3点に分けられる。

(1) 特に発電設備に係るインフラ投資について、不測の事態が生じた場合に、投資協定や投資仲裁においてどのように評価されるかについて研究を行った。特に、近年スペインにおける再生可能エネルギー事業に関し、多数の投資仲裁が申し立てられており、その中には日本の企業が申し立てた事案も含まれる。日本の企業が申し立てた事案についてはまだ決定がなされていないが、他国の企業がスペインに申し立てた事案についてはすでに決定が出されているものあり、本研究はこれらを分析し、論文公表や学会発表を行った。また、再生可能エネルギー分野の関係者と繰り返し意見交換を行ったことも、有意義な成果であった。

(2) WTO 協定や投資協定などの国際経済協定においてインフラ輸出に関わる諸問題がどのように評価されるかを明らかにした。特に近年締結されている自由貿易協定(FTA)は、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定や日欧経済連携協定(JEPPA)、カナダと欧州の包括的自由貿易協定(CETA)に代表されるように、これまでのFTAにはなかったようなルールや協力の仕組みを設けていることが多い。本研究はこれらの新たなルールを比較しながら分析し、これらがインフラ輸出に与える影響を明らかにした。

(3) 研究目的の3点目と関わるが、WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度が各国のインフラ関連政策の国際経済協定適合性をどのように審理しているか、またどのように審理すべきかについて、論文公表や学会発表を行った。より具体的には、以下の3つを成果として挙げたい。まず、WTO 紛争処理制度や投資仲裁制度における先例の位置づけを明らかにした。先例がどのように扱われているかは、国際経済紛争処理制度において一貫した判断がなされているかを評価する指標となる。次に、どの程度「抑制的な審理」を行っているかについて、国際経済紛争処理制度以外の国際裁判手続での慣行も踏まえつつ、たとえば「権利濫用(abuse of process)」の法理や「評価の余地(margin of appreciation)」がどのように用いられているかを明らかにした。最後に、パリ協定など、環境関連の国際協定が国際経済紛争処理制度においてどのように反映されるかを明らかにした。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計 10件)(明記のないものは査読なし)

Yuka Fukunaga, Abuse of Process under International Law and Investment Arbitration, ICSID Review, pp.1-31 (advance article として 2018 年 4 月 10 日公表。Printed article としての掲載号・ページ数は未定) 査読あり

福永有夏「国際経済法における国際立法 ILC による立法の可能性」『法律時報』2017 年 9 月号、pp.52 – 57 (2017 年 9 月)

福永有夏「TPP コメントール第 8 回 第 9 章 投資」『貿易と関税』pp.38 – 56 (2017 年 5 月)

福永有夏「TPP コメントール第 7 回 第 8 章 貿易の技術的障害 (TBT)」『貿易と関税』pp.85 – 99 (2017 年 4 月)

福永有夏「TPP コメントール第 7 回 第 7 章 衛生植物検疫 (SPS) 措置」『貿易と関税』pp.74 – 85 (2017 年 4 月)

福永有夏「投資仲裁の動き (2016 年)」『日本国際経済法学会年報』pp.288 – 295 (2017 年)

Yuka Fukunaga, Infrastructure Investment in Asia and Protection under International Investment Agreements, Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs, vol.33, pp.109 – 138 (2017 年) 査読あり

Yuka Fukunaga, A Managerial

Approach to Secure Compliance with the SPS Agreement, International Economic Law and Governance: Essays in Honour of Mitsuo Matsushita (J. Chaisse & T-Y Lin eds., Oxford University Press, 2016), pp.534 – 550 (2016年7月)

福永有夏「UNCITRAL 仲裁規則に基づく投資仲裁」『仲裁・ADR フォーラム』5号、pp.7 – 16 (2016年3月)

福永有夏「メガFTAが変える国際標準化」『世界経済評論』682号、pp.26 – 32 (2016年1月-2016年2月)

[学会発表](計 14件)

Yuka Fukunaga, Private Standards and Regulatory Cooperation, The 95th GSDM Platform Seminar International Symposium on “Private Standards and Global Governance: Possibilities and Challenges” (2018年1月) 招待

Yuka Fukunaga, Margin of Appreciation and Judicial Deference in Investment Arbitration, American Society of International Law (ASIL) Midyear Meeting Research Forum (2017年10月) 選考あり

福永有夏「ECTに関する投資仲裁」『エネルギー憲章条約と事務局の役割(外務省)』(2017年10月) 招待

Yuka Fukunaga, Paris Agreement in the WTO Dispute Settlement, The Asian WTO Trade Forum (2017年8月) 招待

Yuka Fukunaga, Abuse of Process under International Law and Investment Arbitration, ASIL-MU Works in Progress

Conference (2017年2月) 選考あり

Yuka Fukunaga, Allocation of Interpretative Power in WTO Dispute Settlement, Forum for the Asian WTO Moot Court Steering Committee(2017年1月) 招待

Yuka Fukunaga, Does transparency remedy legitimacy concerns of private standards?, The 76th GSDM Platform Seminar "Private Standards and Global Governance: Prospects and Challenges" (2016年12月) 招待

Yuka Fukunaga, Precedent in Investment Arbitration, ASIL Midyear Meeting Research Forum(2016年11月) 選考

福永有夏「フィリップ・モリス・アジア対オーストラリア事件を題材としたPCA / UNCITRAL 投資仲裁の procedural 問題」『アジア国際法学会第7回秋季研究会・国際法研究者実務家勉強会』(2016年10月) 招待

Yuka Fukunaga, Technical Barriers to Trade: Harmonization, Coherence, Cooperation, The 67th GSDM Platform Seminar International Symposium on Global Trade Order after the TPP: Opportunities and Challenges for Japan” (2015年12月) 招待

Yuka Fukunaga, Applicable Rules of International Law in Investor-State Arbitration, Canadian Council on International Law 44th Annual Conference: International Law:

Coherence Or Chaos?( 2015 年 11 月 ) 選考あり

Yuka Fukunaga, Rules of Origin in the TPP and Beyond, APEC FTAAP Capacity Building Workshop: Dealing with a New Trade Landscape: Complexities of Rules of Origin and Logistical Challenges of Trade Facilitation ( 2015 年 9 月 ) 招待

Yuka Fukunaga, Infrastructure Investment in Asia and Protection under International Law, Joint Asian International Economic Law Conference: Regionalism in Asia-Pacific and Beyond: Challenges and Opportunities?( 2015 年 7 月 ) 国際共同研究

Yuka Fukunaga, Domestic Law as such and Domestic Law as applied, Madrid Arbitration Day II (ICADE and Club Español de Arbitraje (Under Forty)) ( 2015 年 5 月 ) 招待

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称 :  
発明者 :  
権利者 :  
種類 :  
番号 :  
出願年月日 :  
国内外の別 :

取得状況(計 0 件)

名称 :  
発明者 :  
権利者 :  
種類 :  
番号 :  
取得年月日 :  
国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

福永有夏 ( FUKUNAGA, Yuka )

早稲田大学社会科学総合学術院・教授

研究者番号 : 10326126

(2)研究分担者

( )

研究者番号 :

(3)連携研究者

( )

研究者番号 :

(4)研究協力者

( )